

建設工事の入札制度改定に係る説明会質疑応答

平成27年3月24日（火）～27日（金）

※ 説明会で説明した内容に関するご質問を主に掲載しています。
ここに掲載されていないものも、今後、入札制度を検討するうえで、貴重な御意見して参考とさせていただきます。

質 問	回 答
<p>【任意仮設工を協議事項とするモデル工事について】</p> <p>このモデル工事では発注時に任意仮設の部分はどのように表示されるのか。</p>	<p>通常の工事と同様で、条件明示と発注者の考えがわかるような仮設参考図を添付します。 モデル工事を実施することにより、設計図書の明示方法についての課題も抽出し、今後の検討資料とさせていただきます。</p>
<p>【入札保証金について】</p> <p>これまで、受注希望型は入札保証金は納めないこととなっていたが、今日説明のあった入札保証金の取扱いは、受注希望型競争入札にも適用となるのか。</p>	<p>受注希望型競争入札については、入札保証金の納付が免除されませんので、今回説明の入札保証金の取扱いの対象とはなりません。 県の公式ホームページに今回改正した入札保証金の取扱いに関する資料を掲載する際には、受注希望型競争入札には適用としない旨記載します。</p>
<p>【建設工事・委託業務において業種ごとの成績点での総合評価落札方式について】</p> <p>業種ごとの成績評定点で企業を評価する総合評価落札方式を実施する場合において、「測量」と「設計」、「地質」と「設計」等の業務が一緒になって発注されるケースでは、成績点はどのように評価するのか。</p>	<p>業種に関する要件が「測量」と「設計」、「地質」と「設計」など、対象業務が複数にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって評価点とみなします。よって、その後の評価においては「主たる業種」と同じ業種で有効とします。 また、「測量」又は「設計」とする場合においては、受注者が所持する業種において有効となります。なお、何れも保有する場合においては「建設コンサルタント」で有効とします。</p>
<p>【建設工事・委託業務において業種ごとの成績点での総合評価落札方式について】</p> <p>解体工事専門性を有するため、対象業種に加えてほしい。</p>	<p>建設業の許可業種区分に解体工事業が新設されたことから、同法の施行後、入札状況や成績点の保有状況などを研究をしたい。</p>
<p>【地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札について】</p> <p>小規模補修当番かつ除雪契約を要件としていたが変更はないか。 県との災害協定や市町村道の除雪などは考慮されないのか。 除雪の体制や対応は、道路を管理する自治体で異なるため、現状のままでよい。</p>	<p>参加基本要件に変更はありません。 県の小規模補修工事や道路除雪業務の地域貢献等を通じ、把握された地形や道路状況等を踏まえて工事が実施されることを想定しており、災害協定は要件としておりません。また、除雪については、引き続き皆様のご意見をお聞けまいます。</p>
<p>【下請企業の労働環境を確認するモデル工事について】</p> <p>このモデル工事の趣旨は何か。 標準見積書の法定福利費(事業主負担)はどのように算出するのか。</p>	<p>社会保険等の未加入対策としては、法定福利費が発注者から受注者、下請企業まで支払われることが重要であるため、標準見積書の活用を促すこのモデル工事を実施するものです。 法定福利費の算定にあたり、専門工事業団体が作成した標準見積書案や作成手順書が国土交通省のホームページからご覧いただけます。活用をご検討ください。</p>
<p>【労働賃金実態調査について】</p> <p>労働賃金実態調査で使用する賃金台帳には、個人の給与が掲載されており、協力者に負担とならないか。 下請企業の労働者は元請企業を通じて調査するのか。</p>	<p>調査表の作成にあたって、個人名は記載しない、賃金台帳や就業規則などは提示していただくのみとするなど、協力いただく方々に負担がかからない方法により調査を実施する予定です。 下請企業の労働者については、発注者が調査対象の労働者を雇用する企業に協力をお願いし、その企業に直接、調査を行います。元請企業も下請企業に対し調査に協力いただくよう依頼していただきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>施工パッケージ積算方式が導入されると聞いているが、公表される設計書の内容も変更になるか。</p>	<p>従来の積上積算の一部が施工パッケージ型積算方式に移行するので、設計書の表記も変わってきます。 現在は積算システムの変更作業を行っており、今後、具体例を示した説明が行えるよう検討しております。</p>